

第6回

平成29年10月11日

特許審査

杉山 務

29年度6【知的財産法】杉山 務

特許出願・審査

特許出願

審査開始

内容理解(発明の把握)

サーチ(先行技術文献の発見)

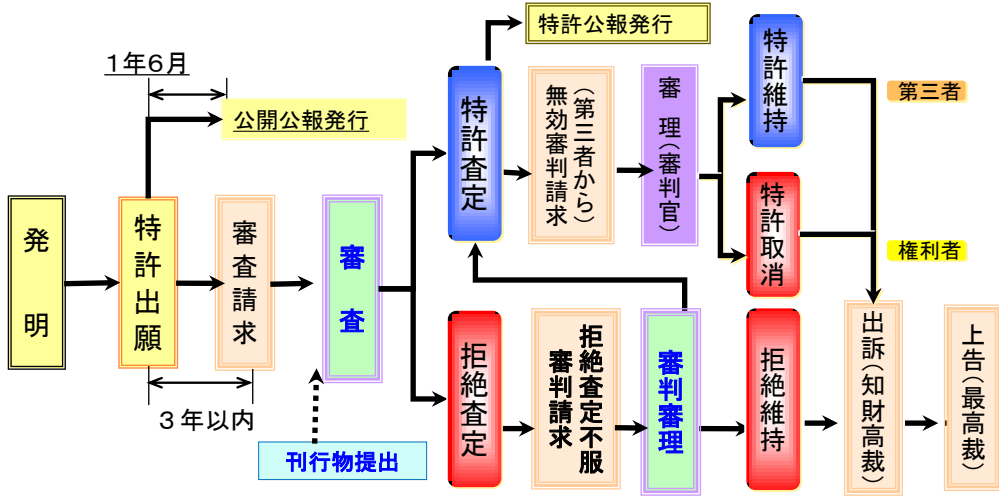
拒絶理由(特許できない理由)

特許査定・拒絶査定

29年度6【知的財産法】杉山 務

1

特許審査の流れ



出願書類



| | | |
|----------------------|---------------|---------------------------------|
| 特許請求の範囲(クレーム) | | ◎特許権が及ぶ技術的手段 = 権利範囲 |
| 明細書 | 発明の名称 | ◎発明の内容を端的に表現 |
| | 発明の詳細な説明 | ◎発明の内容を理解して再現できるように、明確かつ十分に記載 |
| | 従来技術 | ◎改良の基礎となる最新の従来技術を開示する(先行技術開示義務) |
| | 発明が解決しようとする課題 | ◎従来技術の問題点 |
| | 発明の実施の形態 実施例 | ◎本発明の実施例 |
| | 発明の効果 | ◎従来技術より有利な点 |
| 図面 | | ◎明細書の表現の理解を助ける |
| 要約書 | | |

特許審査の開始

出願審査の請求により審査開始

審査着手は審査請求順

審査請求は

- だれでもできる
- 取下できない
- 出願から3年以内
- なければ取下擬制

4

29年度6【知的財産法】杉山 務

特許公報（1頁上段）

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 特 許 公 報 (B 2)

(11) 特許番号

特許第3038724号
(P3038724)

(45) 発行日 平成12年5月8日(2000.5.8)

(24) 登録日 平成12年3月3日(2000.3.3)

| | | | | |
|---------------------------|-------|---------|-------|-------|
| (51) Int.Cl. ⁷ | 識別記号 | F I | | |
| H 0 4 N | 5/225 | H 0 4 N | 5/225 | F |
| H 0 4 R | 1/02 | H 0 4 R | 1/02 | 1 0 7 |

請求項の数1(全 5 頁)

(21) 出願番号 特願平1-188523

(22) 出願日 平成1年7月20日(1989.7.20)

(65) 公開番号 特開平3-52456

(43) 公開日 平成3年3月6日(1991.3.6)

審査請求日 平成8年7月11日(1996.7.11)

(73) 特許権者 999999999

ソニー株式会社
東京都品川区北品川6丁目7番35号

(72) 発明者 村中 康博
東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソ
ニー株式会社内

(74) 代理人 999999999
弁理士 志賀 富士弥 (外1名)

審査官 杉山 務

(56) 参考文献 特開 昭59-216381 (J P, A)
特開 平1-276882 (J P, A)
実開 昭62-80474 (J P, U)
実開 昭56-104271 (J P, U)

29年度6【知的財産法】杉山 務

特許公報（1頁下段）

特許請求の範囲，発明の詳細な説明（技術分野，従来技術）

(54) 【発明の名称】 ビデオカメラ

権利範囲

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】 マイクロホンを取り付けるマイクホルダーを備えたビデオカメラにおいて、前記マイクホルダーは、マイクロホンを保持するマイク保持部材と、該マイク保持部材をカメラ本体に取り付ける支持部材とからなり、上記支持部材は、上記マイク保持部材を着脱自在に取り付けるマイク保持部材支持部が一端側に設けられ、他端側に半球形状のボール受面が設けられた軸状部と、上記半球形状のボール受面に一端側のボール部を嵌合することにより上記管状部を回転自在に支持しているとともに、他端側が上記カメラ本体に取り付けられる軸状部とで構成されていることを特徴とするビデオカメラ。

【発明の詳細な説明】

【産業上の利用分野】

本発明はマイクロホン（以下マイクという）をマイクホルダーでカメラ本体に取り付けたビデオカメラに関するものである。

【発明の概要】

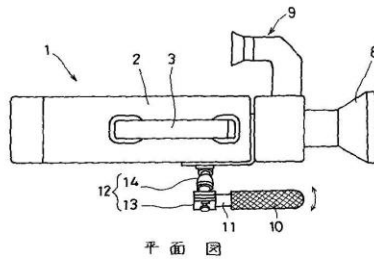
本発明は、マイクホルダーを備えていて、該マイクホルダーでカメラ本体にマイクを取り付け、該マイクで音声を録音しながら被写体を撮影することができるようにしたビデオカメラにおいて、前記マイクをカメラ本体に取り付けるマイクホルダーを、マイクを保持するマイク保持部材と、該マイク保持部材を上下、左右、前後等の略全方位へ回転可能に支持する支持部材とで構成し、該支持部材をカメラ本体に取り付ける構成とすることにより、カメラ本体に対するマイクの位置や向きを自由に変え

特許公報（図面頁）

(4)

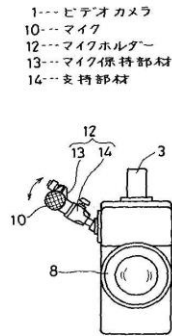
特許3038724

【第1図】



平面図

【第3図】



正面図

- 1---ビデオカメラ
- 10---マイク
- 12---マイクホルダー
- 13---マイク保持部材
- 14---支持部材

特許審査



特許審査

拒絶理由の通知

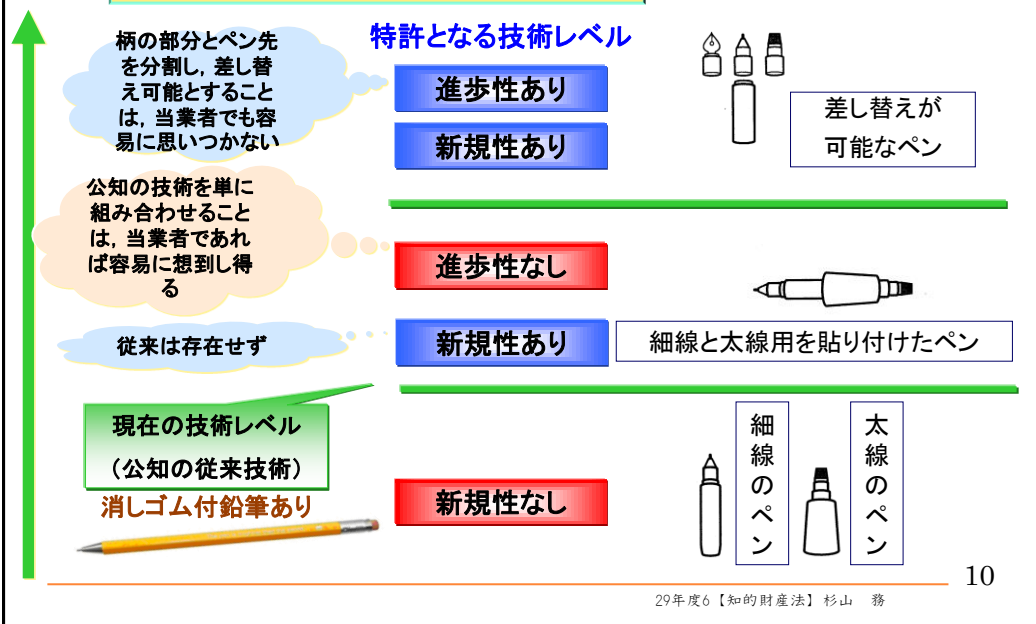
- 審査官の審査の結果、拒絶理由に該当すると認められる事項がその出願にあるときには、**拒絶理由**が出願人に通知され、出願人が**意見書**、又は**補正書**を提出する機会が与えられる
- 拒絶理由は**限定列挙**
現実の審査における拒絶理由のほとんどは、新規性・進歩性の欠如と、特許請求の範囲又は明細書の記載不備である

拒絶理由通知書には、意見書提出の指定期間、対象となる請求項、拒絶の理由となる根拠条文、理由の詳細、引用文献等(29条、29条の2、39条の場合)が記載される

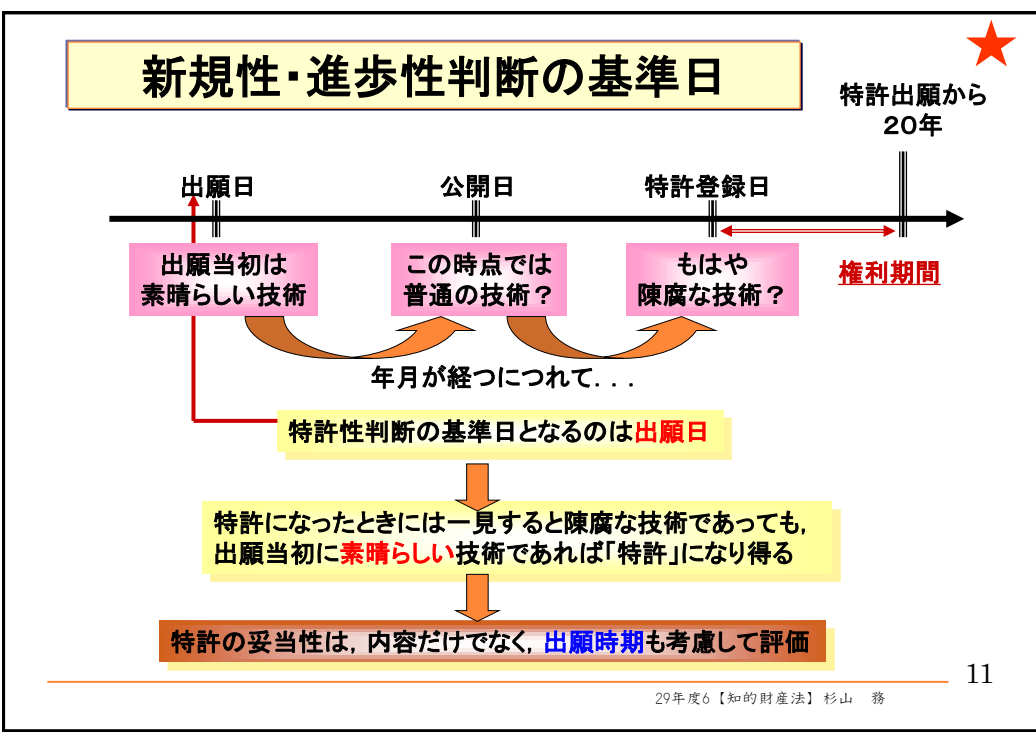
(拒絶理由の通知)

第五十条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、**意見書を提出する機会**を与えなければならない。ただし、第十七条の二第一項第三号に掲げる場合において、第五十三条第一項の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。

新規性・進歩性の判断



新規性・進歩性判断の基準日



特許の審査



審査

- A) 形式チェック: ⑨, ⑩
- B) 発明の理解: ①, ④, ⑤, ⑥, ⑦
- C) サーチ: ②, ③, ⑧

出願の発明の認定

従来技術の認定

相違点の抽出

なければ同一(新規性なし)

相違点の判断

主引例(主引用発明)

副引例

拒絶の理由

- ① 自然法則
- ② 新規性
- ③ 進歩性
- ④ 産業上利用性
- ⑤ 明細書記載
- ⑥ 単一性
- ⑦ 補正
- ⑧ 先願
- ⑨ 条約
- ⑩ 出願人

12

29年度6【知的財産法】杉山 務

意見書・補正書

- ◆拒絶査定をする場合は、弁明の機会を与える
- ◆弁明の機会: 意見書の提出により意見主張
- ◆必要ならば、明細書や特許請求の範囲を補正

出願人の対応

- 1 意見書提出
- 2 補正書提出(代意見書)
- 3 意見書と補正書提出
- 4 何もしない(放置)
- 5 その他(面接, 面会申込)

13

29年度6【知的財産法】杉山 務

意見書の提出

●意見書

審査官から拒絶理由通知を受け取った場合に、これに反論するために出願人が提出する書類

●補正書

審査官の見解に承服できない場合や、同時に提出する補正書により拒絶理由が解消されると主張したい場合には、意見書を指定期間(通常60日)内に提出し、意見を述べる

- 意見書・補正書を指定期間内に提出しない場合には、審査官の拒絶理由を承服したものと判断され、原則、拒絶査定となるので、承服できないときは必ず意見書を提出して反論する必要がある

14

29年度6【知的財産法】杉山 務

補正の時期

原則: 特許査定前は明細書、特許請求の範囲又は図面について補正ができる(17条の2)

拒絶理由通知後は次の期間に可能

- 1 最初の拒絶理由通知の指定期間
- 2 文献公知発明記載の指定期間
- 3 最後の拒絶理由通知の指定期間
- 4 審判請求時

15

29年度6【知的財産法】杉山 務

補正の許容範囲

出願当初明細書の範囲内(17条の2第3項)

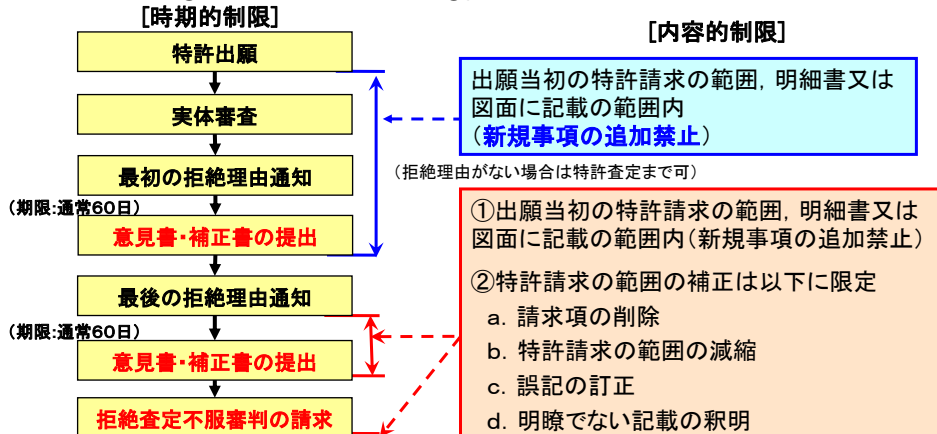
明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

拒絶理由通知後は次の目的でのみ可能

- 1 請求項の削除
- 2 特許請求の範囲の減縮
独立要件が必要
- 3 誤記の訂正
- 4 明瞭でない記載の釈明

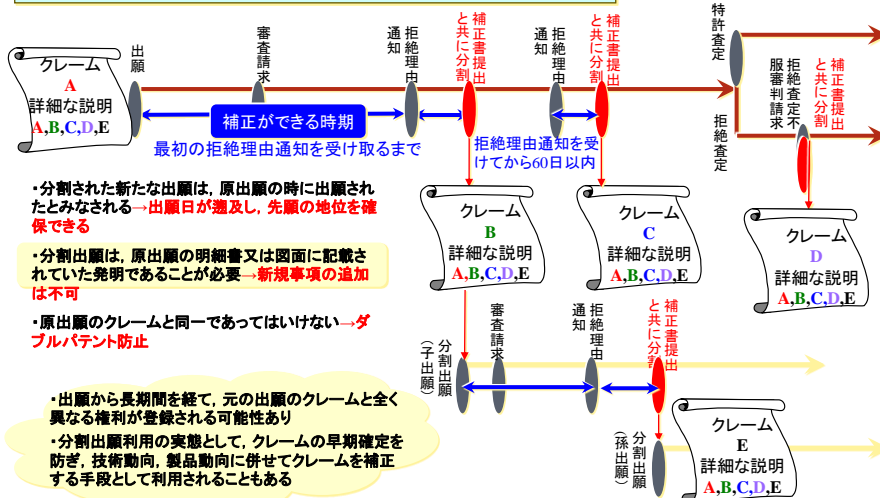
補正書の提出

- 出願後、特許請求の範囲・明細書・図面の内容を補充・訂正(補正)することができる
- しかし、いつでも補正できる訳ではなく(時期的制限)、またどのようにも補正できるわけではない(内容的制限)
- 補正によって、①不十分な内容の補充・訂正②拒絶理由の解消を図ることができる

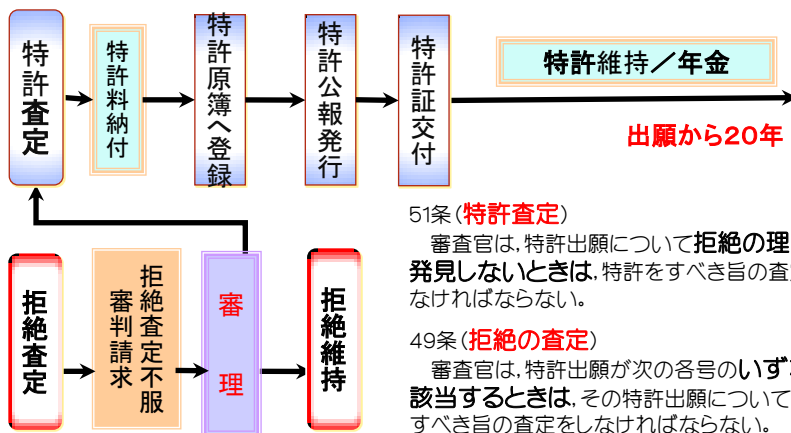


補正と分割出願

補正ができる時期には、出願を分割することができる



特許査定・拒絶査定



次回 知財調査課題

「J-Plat Pat」を利用して、新製品の特許文献を調査し、権利が有効なもの1件について、**A4用紙1枚**に報告書としてまとめ、提出のこと(体裁自由)

※ ネット利用、スーパーや電機店でヒアリングしてもよい

報告書には、特許品の内容と、特許番号の記載に加え、所感、提出者名も忘れずに 表紙不要

鉛筆不可

提出期限: 10月26日(木)

提出場所: 2階レポート提出ボックス(G4)

問6<15年7月2級>

ア～エを比較して、特許出願に係る手続の補正に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

ア 要約書は、特許発明の技術的範囲を定める場合に参酌しない書類であるから、手続補正の対象とはならない。

イ 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前はいつでも、願書に添付した特許請求の範囲について補正することができる。

ウ 明細書の記載内容について、特許出願後に手続補正書を提出して、補正が認められた場合、補正した内容は出願時に遡って効力を生ずる。

問39<14年11月2級>

ア～エを比較して、拒絶理由通知への対応に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

ア 特許出願人は、最初の拒絶理由通知を受けた場合に、特許出願を分割することができる。

イ 特許出願人は、最初の拒絶理由通知に対し、補正により、要約書のみに記載された事項を特許請求の範囲に追加することはできない。

ウ 特許出願人は、最初の拒絶理由通知に対し、補正により、図面のみに記載された事項を特許請求の範囲に追加することはできない。

エ 特許出願人は、最初の拒絶理由通知に対し、補正により、特許出願時の明細書のみに記載された事項を特許請求の範囲に追加することができる。

29年度7【知的財産法】杉山 務

ま と め

STO

ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務

7回(13日:金)は、特許情報調査の実践<コンピュータ室予定>

29年度6【知的財産法】杉山 務

出願手続

(1) 出願¹ (36条)

願書に、明細書、特許請求の範囲、必要な図面、要約書を添付して特許庁長官に提出
電子出願又は書面出願（特許庁へ持参又は郵送） 郵送の場合、郵便局に差し出した日が出願日

◇ 電子出願の割合 98.3% 書面出願は電子化手数料が必要

① 明細書：発明の内容を記載した書類で、発明の課題、従来技術、発明の実施態様の他に発明の内容を理解容易とするために図面を添付した場合、図面の簡単な説明をつける。

② 要約書：検索の用に資するため

③ 特許請求の範囲：権利範囲を特定する

④ 図面：必要な場合に発明の内容理解を容易にするため

(2) 方式審査 全件について形式的要件の確認

不適法な出願について方式指令

必要な料金が未納付又は不足、代理人の委任状がない、など出願日の認定に影響が少の場合

通常の出願料金は、1件 14,000円 不備が解消しなければ、却下処分（18条の2）

料金納付方法：口座振替、電子現金納付、現金納付、予納による納付、特許印紙による納付²

(3) 出願審査請求（48条の3）

出願日から3年以内にだれでも請求可 審査請求料：118,000+請求項数×4,000（円）

料金の軽減又は免除制度があり、条件を満たせば早期の審査を請求することも可能

3年間請求がなければ、出願は取り下げたものとみなされる。ただし救済規程がある³。

また、審査着手前の出願取下では審査請求料の半額変換制度あり。（195条9項）

¹ 特許法第36条

² 願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

³ 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 発明の名称

二 図面の簡単な説明

三 発明の詳細な説明

⁴ 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。

二 その発明に関連する文献公知発明（第二十九条第一項第三号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。）のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。

⁵ 第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。

⁶ 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。

二 特許を受けようとする発明が明確であること。

三 請求項ごとの記載が簡潔であること。

四 その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。

² 特許印紙額面：10円、100円、300円、500円、1,000円、3,000円、5,000円、10,000円、30,000円、50,000円、100,000円

³ **第48条の3**（出願審査の請求）

特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。

³ 出願審査の請求は、取り下げることができない。

⁴ 第一項の規定により出願審査の請求をすることができる期間内に、出願審査の請求がなかつたときは、この特許出願は、取り下げたものとみなす。

⁵ 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第一項に規定する期間内にその特許出願について出願審査の請求をすることができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、出願審査の請求をすることができる。

(4) 出願公開 (64 条)

出願日から 1 年 6 月経過後に、特許庁に係属している審査未了の出願内容を公開
公開特許公報のフロントページには、出願人名等の書誌的事項と発明と発明の要約と代表図が掲載され、次ページ以降に特許請求の範囲及び明細書の全文並びに必要な図面が掲載される。

- ・早期の公開を請求する制度も利用可 (64 条の 2) この請求は取下げできない。
出願公開の効果として、警告により補償金請求権が発生 ただし行使は特許権設定後

(5) 審査 (47 条)

- ① 文献公知発明に係る情報の記載についての通知 (48 条の 7)
- ② 拒絶理由通知⁴ (50 条)
ほとんどは、新規性 (29 条)、進歩性 (29 条 2 項)、記載不備 (36 条) に関するもの
指定期間内 (国内 60 日、在外者 3 月) に意見書や補正書で対処
- ③ 意見書の提出 出願人の意見を述べ、審査官の拒絶理由に対して反論するための書類
- ④ 手続の補正 拒絶理由を解消するために、明細書等を補正する書類の提出

5 特殊出願

(1) 分割出願 (44 条)

一つの出願に複数の発明を含んでいる場合、新たな 1 又は 2 以上の出願とすることが可能
分割出願できる時期は、明細書を補正できる時及び特許査定謄本送達から 30 日以内
効果：適法な分割出願は、元の出願日に出願したものとみなされる遡及効果あり

(2) 変更出願 (46 条)

特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願の相互で出願の形式を変更することが可能で、出願日は元の出願日に遡及

- ・意匠登録出願から特許出願
出願日から 3 年以内又は拒絶査定謄本送達日から 3 月以内(46 条)
- ・実用新案登録出願から特許出願
出願日から 3 年以内
- ・実用新案権から特許出願も可能であるが制約あり(46 条の 2)
出願日から 3 年以内
評価請求に伴う制限：本人請求後、又は他人請求通知後 30 日を経過するまで
無効審判請求に伴う制限：最初に指定された答弁書提出期間を経過するまで

(3) 国内優先主張を伴う出願(41 条)

先の出願に基づいた改良発明を追加して出願すると先の内容については先の出願日が先願や新規性、進歩性判断の基準となる。

元の出願日から 1 年以内に可能で、1 年 3 月経過すると元の出願は取下げたものとみなされる。この 3 月の期間に国内優先権の主張を取り下げるか、新たな出願を取下げると元の出願は取下とはみなされない。

複数の出願を元にして一つの優先権主張出願をすることも可能であるが、最も古い出願から 1 年以内であることが必要であり、累積的な優先権主張は認められない。

分割出願や変更出願は、出願日が遡及する効果を有するが、国内優先権主張又はパリ条約の優先権主張出願は、出願日が遡及するのではなく、元の出願日と新たな出願日の間に生じた事実により不利益な扱いを受けず、かつ第三者にいかなる権利も発生させない。

遡及する場合との典型的な相違は、権利期間が実際の出願日から計算される点である。

元の出願日から 1 年以内にできなかった正当な理由があれば、救済規定がある。

⁴ (拒絶理由の通知)

第五十条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(4) パリ条約の優先権主張を伴う出願(43条)

外国出願に基づいて日本へ出願することにより、最初の国の出願日が日本の出願日と同様に扱われる。パリ条約に加盟する国の出願を元に日本への出願をする場合、出願と同時に優先権を主張し、その日から30日以内に優先権の基礎とした出願の証明書を提出する必要がある。

(5) 存続期間延長登録出願 (67条の2)

医薬品医療機器等法により特許発明を実施できなかった期間があった場合、5年を限度に特許権の延長を請求できる。♪現在は、薬と農薬の特許だけが延長可能

元の出願からの権利期間の存続期間が延長されるので新たに権利期間が付加されるのではない。

(6) 外国語書面出願：英語による正規の特許出願 (36条の2)

翻訳文を出願日から1年2月以内に提出すると、翻訳文は、願書に添付した明細書等とみなされる。

♪願書だけは日本語であることが必要

◆手続期間：救済規程

期間徒過後の救済規定に係るガイドラン【四法共通】(平成27年4月1日改訂版)

所定の期間内に手続をすることができなかったことについて「正当な理由」があるときは、その理由がなくなった日から2月以内でその期間の経過後1年(商標の手続に関しては6月)以内に限り、手続をすることにより、手続をしなかったことによる効果の回復が認められる。

- (1) 外国語書面出願の翻訳文の提出(特許法36条の2)
- (2) 出願審査の請求(特許法48条の3)
- (3) 特許料及び割増特許料の追納(特許法112条の2)
- (4) 外国語でされた国際特許出願の翻訳文の提出(特許法184条の4)
- (5) 実用新案登録料及び割増の追納(実用新案法第33条の2)
- (6) 外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文の提出(実用新案法第48条の4)
- (7) 意匠登録料及び割増登録料の追納(意匠法第44条の2)
- (8) 商標権の更新登録の申請(商標法第21条)
- (9) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願(商標法第65条の3)
- (10) 書換登録の申請(商標法附則第3条)
- (11) 特許出願等に基づく優先権主張(特許法第41条)
- (12) パリ条約の例による優先権主張(特許法第43条, 43条の2, 43条の3, 施行規則27条の4の2, 実用新案法11条)
- (13) 実用新案登録出願等に基づく優先権主張(実用新案法第8条)